

議員提出議案第9号

議案第90号 平成30年度守谷市一般会計補正予算(第5号)に対する
附帯決議

上記の議案を別紙のとおり、守谷市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年11月5日 提出

守谷市議会

議長 梅木伸治様

提出者 守谷市議会議員 末村英一郎

賛成者 守谷市議会議員 渡辺秀一

〃 青木公達

〃 寺田文彦

〃 川名敏子

平成 年 月 日 原案 決

議案第90号 平成30年度守谷市一般会計補正予算(第5号)に対する
附帯決議

議案第90号 平成30年度守谷市一般会計補正予算(第5号)における
中央公民館改修事業に当たっては、下記の点を履行するよう求める。

記

1. ステージ音響反射板に関して、電動式の反射板にとらわれず、既存の設備の利用も含めて見直しを行い、費用対効果を十分に検討し、12月定例会月議会前までに議会に対して説明し理解を得ること。
2. 議会に対して十分な理解が得られる説明がなかった場合は、ステージ音響反射板に関する予算は白紙とする。
3. 今後予想される公共施設等の改修工事を鑑み、中央公民館の改修は、コストを十分に検討しながら工事を行うこと。

以上、附帯決議する。

平成30年11月5日

茨城県守谷市議会

提案理由（議員提出議案第9号）

提案の理由を申し上げます。

今臨時議会に提案されています「議案第90号 平成30年度守谷市一般会計補正予算（第5号）」における中央公民館改修工事については、建設から37年が経過し、老朽化した施設を全面的に改修するものであります。

工事項目である、空調機の交換、外壁塗装や屋上防水改修、トイレ改修、内装改修、ホール改修については、中央公民館を維持していくには必要な工事であると考えます。

しかしながら、今後予想される公共施設等の改修工事を鑑み、中央公民館の改修は、コストを十分に検討しながら工事を行わなければなりません。

工事項目のうち「ステージ音響反射板」に関しては、電動式の反射板にとられず、既存の設備の利用を含め、費用対効果を十分に検討する必要があります。

以上のことから、当該事業執行に当たっては、決議で述べた点を履行するように求めるものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。